

特集にあたって -- 障害は、今、福祉問題から開発問題へ (特集 障害と開発 -- 開発のイメージング・イシュー)

著者	森 壮也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	135
ページ	2-3
発行年	2006-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005339

特集／障害と開発—開発のイマージング・イシュー—

特集／障害と開発—開発のイマージング・イシュー—

特集にあたって—障害は、今、福祉問題から開発問題へ

森 壮也

「障害と開発」は、開発の中のイマージング・イシューである。おりしも国連では、今年八月二五日「障害者の権利条約特別委員会」において、二〇〇二年七月月以来審議されてきた障害者の権利条約草案が決議され、総会に送られることとなった。同条約は、メキシコ大統領から出された提案を受けて、開発問題の解決のためには、障害者の問題の解決は不可欠であるという開発の中に障害者の問題を位置づける重要な嚆矢のひとつとなった。その草案がまとまったことは、それまでの国際機関による様々な障害者への取り組みが慈善や福祉といった特別な問題ではなく、まさに開発のメインストーリーの問題のひとつとして議論されるようになってきたことを意味する。

最新の公式統計データによれば、障害者の比率は、オーストラリアで二〇・〇％（二〇〇三年）、イギリスで一四・二％（一九八六年）、アメリカで一五・〇％（一九九四年）である。これらは、目に見える障害だけでなく、内部障害者も含めた比率であり、WHOの最新の障害分類基準であるICF（二〇〇一年）に従った数字である。

しかるに、開発途上国の多くについては、これらを下回る数字を各国が発表している。たとえば、インドの障害者数は、二〇〇二年のセンサス・データで二・一％である。中国では五％（一九八七年）、フィリピンではわずか一・二％（二〇〇〇年）である。

では、こういった途上国では障害者が少ないのだろうか。実感としてもこれらの数字には大いに問題があることは多くの人たちには理解されるだろう。まずこれらの国々では、障害者の調査は一〇年に一度行われるようなセンサスでしか得られていない上、インドのような大国であれば、十分な調査が行き届いていない、すなわち障害者の把握が不十分な状況にあるという方法論上の問題が大きい。さらにこれらは残念ながら、いずれもICFに沿った形でデータ収集がまだされていない国での数字である。

加えて、ICFのようにきちんと障害の分類を考えているわけではなく、各国の開発段階の中で障害のイメージが形作られ、それを元にした調査が行われている。すなわち、障害に対する文化的なバイアスが大きな幅を持って存在した状況の中での数字

である。インドでは、そもそも障害がセンサスの調査項目に入らなかったのは、二〇〇一年のセンサス以降である。

しかし、インドでも先の二・一％という数字は障害当事者団体からは、低すぎるという声があり、実際には少なく見積もっても六%だろうと言われている。この六%をどのように見るか、「障害と開発」への問題意識はここでも重要になってくる。

全人口の六%といった人たちのことをなおざりにできる社会や国家、それはまっとうな社会、国家と言えるだろうか。逆に言えば、多くの開発途上国では、障害者の問題は、福祉の問題だとされてきた。国によっては、福祉の問題としてすらきちんと取り組まれない国々も沢山ある。障害者を傷痍軍人や後天性の障害者のみに限定、あるいはそれらに重点を置く政策を取り、先天性の障害者についての取り組みがほとんど見られない国も存在する。しかし、すべての国民を開発プロセスに参加させ、すべての国民がその恩恵を受けられるような開発プロセスを考えると、これは障害者についても言える。障害者だから、除外し



インド、チェンナイにあるヴィディヤ・サーガルの障害者法チーム（筆者撮影）

て良いというコンセンサスは国際社会には存在しない。障害は、福祉の問題、周縁的な問題ではなく、一〇%（WHOの推計数字）近くの国民が関わるすぐれて大きな開発の問題である。

さらに障害の問題はミレニアム開発目標とも関係してくる。障害者は貧困に陥りやすく、貧困者は障害を持つに至りやすいという両者の間の密接な関係が指摘されている。すなわち、ミレニアム開発目標を実現しようと思えば、障害者の問題はその中の重要な問題ということになってくる。国際社会が共通して取り組もうとするミレニアム開発目標では、具体的な項目としては、障害者のことは取り上げられなかったが、それは、同目標が作られた時期よりも障害者の権利条約の提案時期が遅れていたからという国連の歴史の中で不運に他ならない。しかし、ミレニアム開発目標と障害者の権利条約は今、こうした貧困や開発の問題を見ていく際に不可欠の部分となりつつある。

国連で「障害者の権利条約」が第六一回国連総会での採択直前の段階にまで至り、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約といったものと並んで障害者の権利が国際的に条約の形で担保されることは、障害と開発の問題にとっても大きな前進である。

本特集では、そうしたことを背景に、二〇〇五年四月から二〇〇六年三月までアジ

ア経済研究所で行われた「開発問題と福祉問題の相互接近」研究会、ならびにその中間報告を土台に二〇〇六年七月に行われたアジア経済研究所夏期公開講座をもとに執筆したものである。

「途上国での自立生活運動発展の可能性に関する考察」と「CBRの可能性と限界」は、「障害と開発」で重要な枠組みとされるCBRが抱える問題とそれを受けたIL運動の展開についての議論である。また「ミレニアム開発目標と障害」では、国連における人間開発という枠組みにどう障害の問題が取り込まれるべきかを論じている。

これに続き、各国/地域での具体的な状況について、それぞれの地域の障害者の状況について報告してもらった。「開発において手話の自由をーろう者の言語的自由と豊かさに関する逆説」、「アフリカ障害者の一〇年の課題と展望」はアフリカについての二つの興味深い歴史と現状である。さらにインド、中国、ヴェトナムといったそれぞれに異なった歴史的背景を持つ国々の障害者について現地の実態に即した報告が「一九九五年インド障害者法と当事者運動」、「中国における障害者の権利擁護－障害者法律扶助制度」、「ドイモイ期ベトナムの障害者をめぐる小考察」である。最後にいくつかの「障害と開発」のキーワードを選び解説を附した。

「障害と開発」は、冒頭にも書いたように開発のイメージング・イシューであり、

それだけに先進国での障害者の状況、国連をはじめとした世界的な動きの影響を受けて、今、大きな速度で変化してきている分野でもある。開発の問題として障害者のことを議論していくための土壌は少しずつ揃いつつある。未だ未整備と言われるデータについても、国連ESCAPで二〇〇六年加盟各国の現在入手できる障害者データを一望にできる冊子が出されたのをきっかけに、世界の他の途上国でもデータの整備が進んでいくと思われる。開発プロセスへの障害者のインクルージョン（Disability Inclusive Development）は、今や、国際社会

の共通の合い言葉である。各国の歴史/事情の中で発展してきた障害者政策、障害者法も今、ない国では早急な立法化、すでに存在するが実施が不十分な国では、見直しの時期に来ており、その際に国連などでの国際的な動きは大きな羅針盤としての機能を果たしている。その際に、「障害と開発」の立場からの現地研究に根ざした研究は日本ができる大きな貢献とも言える。開発学や障害学といった関連分野、その他の分野から「障害と開発」にアプローチしていくことは、これらの問題のメインストリーミング化やエンパワーメントに役立つのみならず、実際の援助にあたってのベースも提供することとなる。今後、この分野のいっそうの発展と広がり期待される。

（もり そうや/アジア経済研究所新領域研究センター）